

食品中の放射性物質検査

背景

平成23年3月11日の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、食品の放射線汚染が危惧される事態となりました。そこで、食品の安全性を確保する観点から、食品衛生法に基づく暫定基準値を示し、食品の放射線汚染についても監視、処置を徹底する旨の通達がありました。また、岐阜県においても食の安全安心および県内製品のブランドを守るため、食品の放射線検査を実施することとなりました。

飲食物摂取制限に関する放射性セシウムの規制値

暫定規制値(～平成24年3月)

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	



新基準値(平成24年4月～)※

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳幼児用食品	50

※牛肉、米、大豆等は平成24年10月以降の適用

内容

行政検査



市販食品や県産品



依頼検査



牛肉等

検査手順



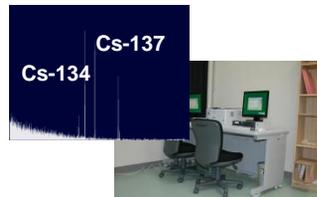
U-8容器 マリネリ容器

試料前処理



Ge半導体検出器付き放射能測定装置

測定



解析

※検査結果については、県生活衛生課及び農産園芸課のホームページ
<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/seikatu-eisei/>、
<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/nosei/nosan-engei/>で公開しております

食品の放射線汚染を監視し、食の安全・安心に貢献します